# 第1 行政評価・監視の目的等

#### 1 目的

この行政評価・監視は、消費者の安全・安心を図る観点から、医業類似行為等による事故に 対する関係府省における被害防止対策の実施状況、都道府県及び市区町村(以下「都道府県等」 という。)における取組状況等を調査し、関係行政の改善に資するために実施したものである。

#### 2 対象機関

(1) 調査対象機関

消費者庁、厚生労働省、国家公安委員会(警察庁)、総務省

(2) 関連調査等対象機関

独立行政法人国民生活センター、都道府県(12)、都道府県公安委員会(都道府県警察)(19)、市町村(24)、特別区(4)、一部事務組合(1)、事業者(医業類似行為等を業とする民間事業者)(5)

(※)調査対象とした都道府県等の詳細は次頁参照

### 3 担当部局

行政評価局

管区行政評価局 全局(北海道、東北、関東、中部、近畿、中国四国、九州) 四国行政評価支局

行政評価事務所 2事務所(新潟、石川)

## 4 実施時期

平成 30 年 3 月~令和 2 年 11 月

# 調査対象とした都道府県等一覧

区		消費者行政 衛生担当部局			見	
分	都道府県等	担当部局	本庁 (注3)	保健所 (注3)	都道府県警察	消防機関
都道府	北海道	0	0	0	0	_
	宮城県	0	0	0	0	_
	福島県	0	0	0	0	_
県	埼玉県				0	_
	千葉県				0	_
	東京都	0			0	〇 (注4)
	神奈川県				0	_
	新潟県	0	0	0	0	_
	石川県	0			0	_
	静岡県				0	_
	愛知県	0	0	0	0	_
	大阪府	0	0	0	0	_
	兵庫県	-	-		0	_
	岡山県	0	0	0	0	_
	広島県				0	
	香川県	0	0	0	0	_
	徳島県	0	0	0	0	
	福岡県	0	0	0	0	_
	熊本県	U			0	
市	札幌市	0		0	_	0
町	旭川市	Ŭ			_	0
村	仙台市	0	0	0	_	0
	いわき市	0	0		_	0
	さいたま市	0		0	_	
	千葉市	0		0	_	0
	横浜市	0			_	0
	川崎市	O			_	0
	新潟市	0		0	_	0
	金沢市	0		0	_	0
	静岡市	0		0		0
	名古屋市	0	0	0	_	0
	大阪市	0	0	0	_	0
	神戸市	0		0	_	0
				-	_	0
	西宮市	0		0	_	
	姫路市	0			_	
	岡山市	0		0	_	
	広島市				_	0 0 0
	福山市	0		0	_	〇 (注4)
	高松市	0		0	_	0
	徳島市				_	0
	福岡市	0	0	0	_	0
	北九州市	0	0	0	_	0
glda.	熊本市	0		0	_	
特	新宿区	0		0	_	_
別区	世田谷区	0		1	_	_
	渋谷区			0		_
	杉並区	0		0	_	
4	間査対象数 1 調査対象。	34 (35)	14	32 引に「○」を付し	19	20

<sup>(</sup>注) 1 調査対象とした都道府県等の機関・部局に「○」を付した。

<sup>1</sup> 調査対象とした都道が保守の機関・部局に「○」をやした。 2 ( ) 内は、消費生活センターの数を指す。 なお、消費生活センターは、消費者行政担当部局を調査対象とした都道府県等において原則1か所ずつ選定しているが、さいたま市のみ2か所を選定している。 3 「本庁」は企画調整部門を指し、「保健所」には支所や保健福祉センターを含む。 4 東京都は東京消防庁、福山市は福山地区消防組合消防局(一部事務組合)を指す。